

③ 公益通報者保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。その後の改正を含む。）に基づき、一般社団法人SDGsオープンイノベーションプラットフォーム（以下「当法人」という。）における公益通報者の保護、公益通報の処理、その他公益通報について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当法人の全ての役員及び職員（正職員のほか、派遣契約その他の契約に基づき当法人の業務に従事する者を含む。）（以下「役職員」という。）に対して適用する。

第2章 公益通報等の処理体制

(通報等受付窓口)

第3条 当法人は、公益通報及び公益通報に関する相談（以下「通報等」という。）に対応するため、通報等を受け付ける通報等受付窓口を設置する。

2 前項の通報等受付窓口は、コンプライアンス委員会に設置する。

3 代表理事は、公的資金を活用するプロジェクトに関して、プロジェクトに関係するすべての役職員の不正行為に関する通報等受付窓口を外部機関に設置し、関係者に周知する。

4 前項の通報等受付窓口の担当者、電話番号、電子メールアドレス、ファクシミリ番号、書面送付先又は面会場所、並びにその第4条の利用者への周知方法については、別に代表理事が定める。

(通報等受付窓口の利用者)

第4条 通報等受付窓口の利用者は、第2条に規定する役職員等とする。なお、公的資金を活用したプロジェクトに関して設置する外部機関の通報等受付窓口は、関係する役職員すべてが利用できるものとする。

(通報等の対象行為)

第5条 通報等受付窓口は、当法人の業務において、次の各号に掲げる事項（以下「不正行為」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることについての通報等を受け付ける。

(1) 法令に違反する行為（ただし、努力義務に係るものを除く。）

(2) 当法人の役員、職員等、取引先、受益者、その他利害関係者の安全、健康に対して危険

な行為又は危険を及ぼすおそれのある行為

(3) 就業規則その他の内部規程に違反する行為（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを含む。ただし、人事上の処遇に関する不満及び努力義務に係るものを除く。）

(4) 上記各号若しくはこれらの行為の隠蔽、証拠隠滅、情報漏洩により当法人の名誉又は社会的信用を侵害するおそれのある行為

(情報共有の範囲)

第6条 本規程第3条の通報等において知り得た情報は、コンプライアンス委員会及び本規程第12条第3項の調査チームの構成員（通報等の対象者または対象者となることが見込まれる者が当該構成員である場合はこれに含まれない。）並びに同項の調査委託先に限り、必要最小限の範囲で共有することができる。ただし、当該相談者・公益通報者（以下「通報者等」という。）の承諾のある場合にはこの限りではない。

(利益相反関係の排除)

第7条 本規程又はコンプライアンス規程に定める業務に携わる役職員が、本規程第3条の通報等の対象となり、又は対象となることが見込まれる場合、当該役職員は、当該業務に携わり又は事実関係の調査若しくは是正措置及び再発防止策の策定に関与してはならない。

第3章 通報等の処理

(通報等の受付方法)

第8条 役職員等は、通報等受付窓口に対し、原則として自らの氏名及び連絡先を明らかにした上で、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会による通報等を行うことができる。

2 通報等受付窓口は、通報等が行われたときは、通報等を行った者の氏名及び連絡先並びに通報等の内容を確認の上、受け付けなければならない。ただし、当該通報等を信じるに足る相当の理由、証拠等がある等、事情により、匿名による通報等も受け付けるものとする。

(通報等の受付における配慮)

第9条 通報等受付窓口は、公益通報に関する相談を受けたときは、誠実に対応しなければならない。

2 通報等受付窓口は、通報等を受け付けるに際し、通報者等の秘密に配慮しなければならない。

(通報等の受付の報告及び通知)

第10条 通報等受付窓口は、第5条の規定により通報等を受け付けたときは、コンプライアンス総括責任者（代表理事）（なお、コンプライアンス総括責任者（代表理事）が不正行為に関する通報等の対象となり、又は対象となることが見込まれる場合は、コンプライアンス総括責任者（代表理事）が欠けた者とみなして、定款第22条第4項に基づきあらかじめ定められた順序によって副会長等が代行をする。）にその内容を報告するとともに、当該通報等が電子メール、ファクシミリ又は書面により行われたときは、通報者等に対し、通報等を受け付けた旨を速やかに通知しなければならない。

(通報等に係る調査の要否の検討)

第11条 通報等受付窓口は、通報等を受け付けた後、当該通報等に係る調査を実施するか否かについて、公正、公平かつ誠実に検討を行うものとする。

2 通報等受付窓口は、前項の検討結果について、コンプライアンス総括責任者（代表理事）に対し報告するとともに、通報等受付窓口が通報等を受けた日から起算して20日以内に、当該通報者等に対し通知するものとする。

3 前項の規定により通報者等に対し検討結果を通知する場合において、調査を実施し

ないこととしたときは、その理由を付すものとする。

(調査)

第12条 通報等受付窓口は、前条第1項の検討の結果、必要と認める場合は、通報等された事項に関する事実関係の調査を行うことができる。

2 調査は、通報等受付窓口において実施することを原則とするが、調査内容に応じて、関連する部署に調査を依頼することができる。

3 コンプライアンス総括責任者（代表理事）は、特定の調査について、役職員から構成される調査チームを置いて特命事項として行わせることや、外部の弁護士事務所や専門機関に委託して行わせることができる。

(調査における配慮)

第13条 前条の調査において、通報者等の情報開示に係る同意を得ていない場合、通報者等が特定されないようかつ通報者等の秘密・信用・名誉及びプライバシーを侵害することのないように、調査の方法に十分に配慮しなければならない。

(協力義務)

第14条 調査担当者は、各部署に対し、通報等に係る事実関係の調査に際して協力を求めることができる。

2 各部署は、通報等に係る事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査担当者に協力しなければならない。

(進捗状況の通知)

第15条 通報等受付窓口は、調査中、通報者等に対し、適宜、調査の進捗状況について通知するよう努める。

(調査結果の通知)

第16条 調査担当者は、通報等受付窓口へ、調査結果をできる限り速やかに通知するものとする。

2 前項の規定により調査結果の通知を受けた通報等受付窓口は、通報者等に対して連絡ができる場合、遅滞なく調査結果を通知しなければならない。

(是正措置等)

第17条 コンプライアンス総括責任者（代表理事）は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止のために必要な対策を講じなければならない。

2 通報等受付窓口は、前項の是正措置を講じたとき、通報者等に対し、是正措置の内容及び是正結果を通知するよう努めるものとする。

3 コンプライアンス総括責任者（代表理事）は、第1項の是正措置をとった後、当該措置が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していない場合には、改めて是正に必要な措置をとる。

(関与役職員等の処分)

第18条 当法人は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当該不正行為に関与した役職員に対して懲戒処分を課すこととし、当該不正行為に関与した取引先役職員に対する懲戒処分を当法人の取引先事業者に求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、通報者等又は調査に協力した者が自ら不正行為に関与し

ていた場合、その者に対する懲戒処分については減免することができる。

(通報者等への配慮)

第 19 条 当法人は、通報等に係る事実関係の調査を行い、又はこの規程に定める通報者等への通知を行うときは、通報者等が特定されないように、また、通報者等、当該通報等に係る被通報者等及び当該調査に協力した者の秘密、信用、名誉及びプライバシーを侵害することのないように、十分配慮しなければならない。

(匿名通報の取扱い)

第 20 条 通報者等が匿名の場合には、この規程に定める通報者等への通知は行わないものとする。

(フォローアップ)

第 21 条 通報等受付窓口は、通報等に対する処理が終了後も、通報者等に対して通報を理由とした不利益取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われたりしていないかを確認するなど、通報者等の保護に係る十分なフォローアップを行う。

2 当法人は、前項により不利益な取扱いを把握した場合には、適切な救済・回復の措置をとるものとする。

第 4 章 関係者の責務

(不利益取扱いの禁止)

第 22 条 当法人は、通報等をしたことを理由として、通報者等に対して、懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(不正目的の通報)

第 23 条 役職員等は、虚偽の通報等や他人を誹謗中傷する通報等その他不正の目的で通報等を行ってはならない。

(通報者等の秘密及び個人情報等の保護)

第 24 条 当法人及び通報等の処理業務に携わる者は、第 12 条の調査につき、通報者等を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、通報者等の探索をしてはならない。

2 当法人及び通報等の処理業務に携わる者は、通報者等の承諾その他の正当な理由がない限り、通報者等の秘密又は個人情報その他の通報等において知り得た情報を漏らしてはならない。

3 当法人及び通報等の処理業務に携わる者は、通報者等の承諾その他の正当な理由がない限り、通報者等の秘密又は個人情報その他の相談・通報において知り得た情報を目的外に利用してはならない。

(禁止行為違反に対する処分)

第 25 条 当法人は、前 3 条の規定に反して、通報者等に対して不利益な取扱い、不正の目的の通報等、通報者等の探索又は知り得た秘密の漏えい等をした者に対し、懲戒処分を課すことができる。

第 5 章 雑則

(公益通報者保護制度のための教育)

第 26 条 当法人は、役職員に対して、公益通報者保護制度に関する研修を行い、また、役職員は当法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(記録等)

第 27 条 当法人は、通報等への対応に関する記録を作成し、適切な期間保管し、運用実績について必要と認める範囲において開示することができる。

2 コンプライアンス委員会は、公益通報等の処理体制の定期的な評価・点検を実施し、必要に応じて公益通報等の処理体制の改善を行う。

(改廃)

第 28 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

付 則

この規定は、2024 年 10 月 1 日より実施する。